　地域リハビリテーション実態調査２０２０の概要について

１　調査背景

　平成１１(1999)年、介護保険制度の安定的運用と市町村支援の目的に開始された

地域リハビリテーション整備推進事業は、現在、４１都道府県で実施されておりま

すが、全国的に効果的・効率的支援のあり方が課題となっています。

　また、平成３０年４月施行の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等

の一部改正においては、地域包括ケアシステムの進化・推進等における「自立支援・

重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療と介護の連携の推進、

地域共生社会の実現に向けた取組の推進」があり、その構築にあたっては、ますま

す\*地域リハビリテーションが重要となっているところです。

そういう中で、福島県としましては、平成１２年度から地域リハビリテーション

支援体制の整備に取り組んでおり、先の平成２９年度において、「福島県地域リハビリテーション連携指針２０１８」を策定してまいりました。

２　調査目的

令和２年度からの３年間の次期の指針改定における「福島県地域リハビリテーシ

ョン連携・支援体制指針２０２０(以下　指針２０２０)」の作成にあたり、事前に、地域包括ケアシステム構築における高齢者及び障がい児者(主に身体障がい児者)の地域リハビリテーションに関する連携及び支援体制の現状と今後の対応策等の実態調査行い、今後の指針２０２０作成に反映させることを目的とする。

(\*地域リハビリテーションとは、障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。日本リハビリテーション病院・施設協会定義)

３　実施主体

　　福島県高齢福祉課

４　調査対象(福島県内の関係機関)

1. 市町村５９
2. 地域包括支援センター１３２
3. 地域リハビリ各センター１７０(地域リハビリ支援センター１、地域リハビリ広域支援センター１０、地域リハビリ相談センター１０９、訪問リハビリ・ステーション５０)
4. 在宅医療・介護連携拠点センター７
5. 認知症疾患医療センター１０
6. 基幹相談センター１３
7. 高次脳機能障がい支援室６
8. 障害者就業・生活支援センター６
9. 障がい者総合福祉センター１
10. 総合療育センター１
11. 各専門職団体１４(医師会、歯科医師会、薬剤師会、理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会、歯科衛生士会、栄養士会、介護福祉士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会、看護協会、介護支援専門員協会、相談支援専門員協会)
12. その他の関係者７(老人福祉施設協議会、認知症グループホーム協議会、老人保健施設協議会、障がい児者福祉施設協議会、授産事業振興会、ロービジョンネットワーク、認知症介護指導者連絡会)

５　明らかにしたい内容

1. 地域リハビリテーション実施機関と各関係機関の連携の現状と今後の対策
2. 地域包括ケアシステムにおける地域リハビリテーションの支援体制の現状と今後の対策
3. 地域リハビリテーションの連携を図る上での促進要因及び阻害要因の分析
4. 地域リハビリテーションの支援体制を図る上での促進要因と阻害要因の分析
5. (1)及び(2)についての今後の課題の整理

６　調査時期

　　令和２年８月中

７　調査方法

　　アンケート調査(調査票は、別紙のとおり)

　　必要時、電話での聞き取り調査を含む